

## ヤスクニ・レポ 292

### 新・戦争のつくりかた

柴田智悦(日本同盟基督教団 横浜上野町教会牧師)

最近、講演等に呼んでいただける度に、最初に流す画像があります。『戦争のつくりかた』というアニメーションです。

有事法案審議中の2004年に『戦争のつくりかた』という絵本が自費出版され、国会議員全員に配布され、参議院議員会館の会議室で絵本の朗読とスライドショーが行われました。それから10年後の2014年、この絵本が作られた当時、まだ法案だったものが法律として次々に成立し、まだ計画でしかなかった活動が、実際に行われるようになってきました。そこで、改訂版である『新・戦争のつくりかた』が出版されました。ただし、本文にはいっさい手を加えず、各ページに対応した法律の条文などを見直し、年表や地図を加えるなど、充実した資料が追加された絵本となりました。翌年、敗戦70年を迎えた2015年、新たに戦争の悲しみと不条理を繰り返してはならないと考え、この絵本を広く伝えるためにアニメーション化がなされました。それが、アニメーション『戦争のつくりかた』です。YouTube (<http://noddin.jp/war/>) で見ることができますが、公開される場合にはぜひ、DVDをご購入いただければと思います。上映権つきで1000円で販売されています(<http://shop.kamanaka.com/?pid=101432732>)。

改めて、『新・戦争のつくりかた』を読み、アニメーションを見ますと、20年前に危機感を持たれていたことが、ますます現実化していることに驚かされます。今回は、本文に対応する法律などを、解説資料の中から抜粋して紹介させていただきます。

「わたしたちの国は、60年ちかくまえに、『戦争しない』と決めました」。これは当然、『日本国憲法』(1946年)前文および第九条のことです。憲法こそが国是であり、本来、憲法に従った政治が行わなければならないのですが(第99条)、これを亡きものとした政府が長期間日本を牛耳っていることこそが問題です。

「わたしたちの国を守るだけだった自衛隊が、武器を持ってよその国にでかけるようになります。世界の平和を守るため、戦争で困っている人を助けるため、と言って」。「自衛隊法」(1954年)が2015年に改正され、海外

任務も本来任務へ格上げされ、「国際平和支援法」(2015年)が成立しました。「国際平和協力法(PKO法)」(1992年)によって、カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、ハイチ、南スーダンに司令部要員が派遣され、2009年からソマリア沖海賊対処部隊が派遣され現在も活動中です。

「せめられそうと思ったら、先にこっちからせめる、とも言うようになります」。2022年に閣議決定された「安保関連三文書」では、「敵基地攻撃能力(反撃能力)」の保有が明記されました。「敵」の領域内にあるミサイル発射拠点などを直接攻撃する能力であり、相手が武力攻撃に着手する前に基地などを攻撃するのですから、先制攻撃にはほからならず、日本国憲法の専守防衛からは逸脱し、国際法にも違反します。さらに、2014年には、「集団的自衛権行使容認」も閣議決定されています。

「戦争のことは、ほんの何人かの政府の人たちで決めていい、というまわりをつくります。ほかの人には『戦争することにしたよ』と言います。時間がなければ、あとで」。2014年に「国家安全保障会議(日本版 NSC)」が設置され、内閣総理大臣を中心とした国務大臣たちによって、「国家安全保障に関する重要事項」が決定されます。また「特定秘密保護法」(2013年)によって、「我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれ」があるものを5年以内(最長30年以内、内閣の承認を得れば60年以内)の特定秘密として指定することができます。

「政府が、戦争するとか、戦争するかもしれない、と決めると、テレビやラジオや新聞は、政府が発表したとおりのことを言うようになります」。「国民保護法」(2004年)によって、指定公共機関は国民の保護のための措置に関する情報については、政府の定めた基本方針に基づいて、迅速に国民に提供するように努めます。また、放送事業者である指定公共機関は、通知を受けたときは速やかにその内容を放送しなければなりません。

「みんなで、ふだんから、戦争のときのための練習をします」。「国民保護保」(2004年)によって、国民は協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めなければなりません。政府は「国民の保護に関する基本方針を

定め、指定行政機関の長等は、国民の保護のための措置についての訓練を、防災訓練との勇気的な連携を図りながら、行うよう努めなければなりません。また、住民の避難に関する訓練を行うときは、参加について協力を要請することができます。

文部科学省・文化庁の「国民保護計画」(2005年)では、平素からの備えとして、児童生徒等に対して、国民保護措置の重要性についての啓発や安全教育が行われるとともに、ボランティア精神が培われ、カウンセリング等の技術の向上を図るよう、指導及び助言を行うよう定められ、具体的な事態を想定し、この計画に基づいて必要な訓練を実施する際には、防災訓練と有機的に連携させるよう配慮する、とも定められています。

さらに、2013年版「防衛白書」では、地方行政機関との緊密な連携を強化するための、自衛隊が主催する国民保護訓練を実施し、地方公共団体に国民保護協議会が設置され、陸・海・空自に所属する者が委員に任命され、退職した自衛官を地方公共団体が危機管理監として採用している例もあることが報告されています。

「学校では、いい国民はなにをしなければならない

か、をおそわります」。

「国民保護法」による措置の重要性について、国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならないとされています。また「教育基本法」(2006年)には、教育の目的に、伝統と文化を育んできた「我が国と郷土を愛する」という一文があり、「義務教育諸学校教科用図書検定基準」(2014年)では、「各教科固有の条件」に、「政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」とあり、「中学校学習指導要領解説社会編」(2014年)では「国境がもつ意味について考えさせたり、我が国が正当に主張している立場に基づいて当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させ」たりすることも大切としています。さらに「私たちの道徳」(2014年)でも「日本人としての自覚を持って」(小学5・6年)、「この国を愛し、その一層の発展に努める態度を養っていきたい」(中学校)とされています。

以上、一部の紹介にすぎませんが、安保関連三文書との関連においても、さらに学ぶ必要を感じています。

## 2024年7月19日奨励 マタイの福音書17章14-21節「からし種ほどの」 星出卓也牧師（日本長老教会西武柳沢キリスト教会）

イエス様が山を下りてみれば、ふもとに残してきた9人の弟子達が頭を抱えています。イエス様の弟子たちは、以前に伝道に派遣された時に、イエス様と同じ悪霊を追い出し、病人を癒す権威を与えられていました。しかしこの時はてんかんに支配されている子を癒す事が出来ません。今まであったはずの力が、無くなってしまった、と9人の弟子達は慌てふためき、うろたえていたのです。

イエス様はこの現状を「いつまであなたがたに我慢しなければならないのか。」と嘆きます。イエス様が落胆しているのは、弟子たちが何に信頼をしていたかについてです。主の弟子たちは昨日や今日、イエス様と共に歩み始めた弟子たちではありません。主の公生涯の間、特別に御側に置いて、主の奇跡のみ業もあますところなく目撃してきたのです。そんな彼らが、神を見上げる事もなく、ただ悪霊の憑かれた息子を自分には癒せないと途方にくれている。

弟子達は、もともと悪霊を追い出す力なんて持っておりません。それはキリストの御業を行うために、神が彼らに委ねたもの。それは「彼らの権威」ではなく、「神の権威」です。彼らはこの神の権威を行って、自分にそのような力が本来備わっていたかのように誤解したのです。奇跡を行う事が出来れば有頂天になり、奇跡の業が閉ざされれば途方に

暮れる。しかし、悪霊に支配された人を追い出す権威は神だけが持つておられる権威であればこそ、彼らはこの悪霊に憑かれた子供の現状を見て、神に求め、神に頼るべきだった。それを、あの時には出来たのに、どうして今は出来ないのかと、慌てる弟子達は、まるで信仰を失ったかのような様子でした。

それでも主は忍耐の限りを尽くして弟子達に教えます。弟子達がより頼むべきものはどこにあったか。主は弟子達に「その子をわたしのところに連れて来なさい。」と言われたのです。悪霊に支配されるままのこの子供の現実に、唯一権威を持つておられるのは、キリストお一人であられるということを示して、もう一度確かなキリストへの信仰を弟子達のうちに与えようとしておられます。

主は、キリストを信頼する信仰が、からし種ほどの小さなものであっても、全ての主の御業を行わせるのに充分であると、語っておられます。山のように立ちだかる現実に対して、主は不信仰と、信仰という二つの視点があるのだ。この二つはことごとく対立しているのだと教えられました。

差別を当然としたアメリカ社会の山の様に立ちだかる現実に対して、信仰によってバスの席を譲らなかった一人の女性の信仰は、山のようにびくとも思われないと思われた現実を動かしたのです。